

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止
処分における処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成28年11月28日付け九運公第52号）3.（4）及び「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用」（平成25年9月30日付け九運公第28号）I3.（1）に基づき、自動車等の使用停止処分における使用停止車両の決定に関する基準を以下のとおり定める。

1. 使用停止車両数及び使用停止期間

使用停止車両数及び使用停止期間の決定は、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成28年11月28日付け九運公第52号）の定めにより行うものとする。

2. 使用停止対象車両

使用停止を行う車両は、次に掲げる①、②、③、④の順に、該当する車両を使用停止処分の対象車両とする。

①違反車両

②違反車両と初度登録年月が同一の車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

③違反車両と乗車定員が同一の車両（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

④初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

附 則（平成25年9月30日 九運公第31号）

1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年11月28日 九運公第56号）

1 この基準は、平成28年12月1日から施行する。

2. この基準の施行の日前に確認した違反行為について、従前の規定により行政処分を行う場合は、なお従前の例による。